

公益社団法人 精密工学会
「生産原論専門委員会」会則
第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本専門委員会は「精密工学会・生産原論専門委員会」と称する。(以下「本専門委員会」という)

(目的)

第 2 条 本専門委員会では、「真に人間生活の豊かさをもたらすためのモノ」を明らかにし、「モノづくり」の本質を追求しようとするものである。生産技術史、先端生産技術、生産哲学・倫理、生産と人間の4つの分野を対象として、それぞれの部会を設けて深く研究するとともに、相互交流を図り、世界に例をみない「生産原論」の確立を目指す。本活動成果を通じ、日本から発信できる新しい理念を構築し、人間生活と社会に寄与し、あわせて精密工学会の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本専門委員会は、前条の目的をはたすために次の活動を行う。

1. 各部会が企画する定例研究会を年 1 回ずつ、計 4 回開催する。
2. 精密工学会の春・秋季大会学術講演会では、オーガナイズドセッションを主催し研究成果を募る。
3. シンポジウムおよび特別講演会を開催することがある。
4. 専門部会は、以下の 4 分野とする。

- 1) 生産技術史
- 2) 先端生産技術
- 3) 生産哲学・倫理
- 4) 生産と人間

それぞれの専門部会の、キーワードは下記とする。

生産技術史: 温故知新、技術の変遷、技術伝承、再現実験、産業遺産、開発史、社会と技術

先端生産技術: 最先端技術、技術開発、発明、セレンディピティ、精密加工、微細加工、新素材

生産哲学・倫理: 豊かさ、文明論、技術と政経、平和と社会発展、環境問題、精神文明

生産と人間: モノづくりの感性、技術者・技能者論、技術・技能教育、人間社会と技術

(設置期間)

第 4 条 本専門委員会の設置期間は、平成 5 年 5 月から 5 年以内とする。ただし、精密工学会専門委員会規程 [2.4]により延長することができる。延長期間は 2 年であるが、延長回数は制限されない。また延長は総会の決議を経て、延長申請を行うものとする。

(事務所の所在)

第 5 条 本専門委員会の事務所の所在は、役員の合議によって決定する。令和 8 年度からは埼玉県さいたま市桜区下大久保 255、埼玉大学理工学研究科内とする。

第 2 章 会 員

(会員)

第 6 条 本専門委員会は法人会員と個人会員 (いずれも、以下会員という)から構成する。

1. 法人会員は原則として精密工学会賛助会員とする。ただし、本専門委員会委員長の推薦があれば、賛助会員以外の企業でも法人会員になることができる。
2. 個人会員は原則として精密工学会会員とする。ただし、本専門委員会委員長の推薦があれば、精密工学会会員以外の者でも委員になることができる。
3. 名誉会員は、委員長経験者もしくは当該分野で顕著な功績のある委員から、理事会の決議を経て委員長が指名する。

(会員の権利と義務)

第 7 条 会員は、以下の権利と義務を有する。

1. 定例研究会、特別講演会は、個人会員で1、法人会員では別途定める人数が無料で参加できる。
2. 当学会大会オーガナイズドセッションへの参加は、大会参加登録者に限る。
3. シンポジウムは、個人会員なら特別割引料金で参加できる。法人会員は無料で参加できる。
4. 総会の決議権は、個人会員1、法人会員は別途定める数を有するものとする。
5. 当学会の非会員は、本専門委員会の活動においてのみ、権利と義務を有する。
6. 本専門委員会の研究・調査の成果を入手し、利用することができる。

(会費)

第8条 本専門委員会の年会費は、次のとおりとする。

1. 法人会員は、【3万円/一口】とし、事務局の定める期限までに納付する。
2. 個人会員は、【五千元】を事務局の定める期限までに納付する。
3. 名誉会員は【0円】とする。
4. 総会の決議により、臨時会費を徴収することができる。

(資格の喪失)

第9条 以下の場合、会員資格を喪失するものとする。

1. 本専門委員会が終了、解散した場合。
2. 委員長に退会届けを提出し、承認された場合。
3. 年会費を滞納し、事務局からの督促に応じない場合。
4. 委員会の名誉を著しく傷つけ、多大な迷惑をかけた場合。

第3章 組織および運営

(役員)

第10条 本専門委員会の会務を遂行するため、次の役員を置く。

1. 委員長1名：当学会専門委員会規程[4.1]により、学会理事会または執行委員会から委嘱される。
2. 副委員長：部会主査の中から委員長が任命する。
3. 部会主査：各部会から1名を委員長が任命する。
3. 理事：会員の中から若干名を委員長が任命する。
4. 会計監事：会員の中から内部監査1名、会員外から外部監査1名を委員長が任命する。
5. 顧問：功績のあった理事から委員長が任命する。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は以下のとおりとする。

1. 委員長：本専門委員会を代表し、本専門委員会の運営を統括する。
2. 副委員長：委員長を補佐し、万一、委員長が任務を執行できない場合は委員長に代わって運営を統括する。
3. 理事：会務を実質的に遂行する。
4. 会計監事：会員内から選出し内部監査を行う。さらに会員外から選出して外部監査を行う。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

(報酬)

第13条 報酬については以下のとおりとする。

1. 本専門委員会役員の職務は奉仕により行われ、その行為に対して報酬を支払わない。
2. 本専門委員会が委嘱する講師・作業者などに対する報酬については、別に定める。

第4章 会議

(総会)

第14条 総会は以下のように開催され、議決事項は次のとおりとする。

1. 年 1 回、事業年度末もしくは年度終了後 30 日以内に開催する。
2. 委員長が必要と認めたとき、または会員からの要請があるときは臨時総会を開くことができる。
3. 総会の定足数は会員総数の半数以上とする。議決は出席会員総数の過半数による。
4. 総会の議決事項は下記による。
 - 1) 本専門委員会の予算および決算
 - 2) 本委員会の事業報告および事業計画
 - 3) 本専門委員会の終了、継続、解散に関する事項
 - 4) 本専門委員会会則の改廃に関する事項
 - 5) 委員長が提案するその他事項

(委員会、理事会および専門部会)

第 15 条 本専門委員会は必要の都度、委員会・理事会・専門部会を開くことができる。

1. 会員は本専門委員会の事業に参加する。
2. 委員長および理事は理事会に出席し、その会務を処理する。
3. 専門部会メンバーは専門部会に参加してその業務を行う。

第 5 章 活動基金および会計・事業報告

(活動基金)

第 16 条 活動基金の原資は以下のとおりとする。

1. 本専門委員会は、第 8 条に定めた会費を活動基金とする。
2. 当学会の承認を得て、寄付金を募ることができる。

(予算および決算)

第 17 条 収支予算、収支決算の取り決めは以下のとおりとする。

1. 年度末に速やかに会計監事の監査を受けなければならない。
2. 総会の決議を経て定まり、承認されなければならない。

(事業年度)

第 18 条 本専門委員会の事業年度は、2 月 1 日から翌年 1 月 31 日とする。

(事業報告)

第 19 条 本専門委員会の事業報告と会計報告は、当学会専門委員会規程 [7.7]に基づき、毎年度終了後、当学会事業部会長に提出し、当学会理事会の承認を得る。

第 6 章 終了と財産処分

(終了・解散)

第 20 条 本専門委員会の目的を達成したときは、総会の議決によって本専門委員会を解散する。

(終了手続き)

第 21 条 本専門委員会を終了したときは、当学会専門委員会規程 [7.10 および 8. 2]に基づき、次の報告書を当学会事業部会長に提出し、当学会理事会の承認を得る。

1. 成果報告書
2. 決算報告書

(財産の帰属と処分)

第 22 条 本専門委員会が取得した物件は当学会の所有とする。解散に伴う資産の処分方法は、本専門委員会が提案し、当学会理事会の承認を得る。

(知的財産)

第 23 条 本専門委員会が取得した知的財産のうち、会員以外に開示することを制限する知的財産の種類・範囲・期間などは、必要の都度、委員長が定める。

1. 本専門委員会の会員、または会員であった者は、前記の「開示制限知的財産」を委員長の許可なく、

非会員に開示してはならない。

2. 前記の「開示制限知的財産」の開示禁止期間は、本専門委員会の終了後、原則として2年間継続し、元委員長または精密工学会の許可なく開示してはならない。

付則 1. この規則は平成 5(1993)年 5 月 1 日から施行する。

付則 2. この規則は平成 5(1993)年 7 月 19 日から一部を改正して施行する。

付則 3. この規則は平成 7(1995)年 3 月 22 日から一部を改正して施行する。

付則 4. この規則は平成 10(1998)年 1 月 28 日から一部を改正して施行する。

付則 5. この規則は令和 5(2023)年 2 月 1 日から一部改正して施行する。

付則 6. この規則は令和 8(2026)年 10 月 1 日から一部改正して施行する。

以上